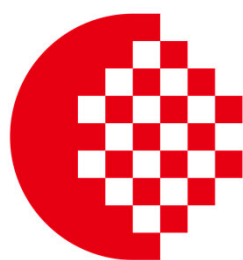


令和5年度

文化芸術による子供育成推進事業
— 子供 夢・アート・アカデミー事業 —

募集要領



文化庁

令和5年6月
文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室

目次

1. 子供 夢・アートアカデミー事業の概要	P.1
2. 協力会員一覧	P.2~P.5
3. 申請から実施までの流れ	P.6
4. 経費について	P.7~P.8
5. 申請方法	P.9
6. 申請書の記入方法について	P.10~P.11

お問い合わせ先

令和5年度 文化芸術による子供育成推進事業事務局 子供 夢・アートアカデミー事業係

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル13F
近畿日本ツーリスト株式会社 コーポレートビジネス支社 公務営業支店

TEL : 0570 - 064 - 203 (プッシュ③)
E-mail : y-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp
※開局時間 10:00 - 17:00 (平日)

▶文化芸術による子供育成推進事業ウェブサイト
URL : <https://www.kodomogeijutsu.go.jp/>

1

子供 夢・アート・アカデミーの概要

1 事業の主旨

美術・文芸・音楽・演劇・舞踊の分野における芸術上の功績顕著な芸術家である「日本芸術院会員」が、小・中・高等学校等を訪問し、講話、実技披露、実技指導を行うことにより、子供たちに文化芸術活動の素晴らしさを実感させ、子供たちに夢を持って生きることの大切さや文化芸術を愛する心を育て、豊かな情操を有する我が国の文化継承者の育成を図ることを目的とした事業です。

2 事業内容

日本芸術院会員が児童・生徒や教職員、保護者を対象に、文化芸術に関する講話、実技披露、実技指導を行います。なお、標準的な実施内容は2ページ～5ページに掲出する「協力会員一覧」内「実施内容について」に記載のとおりですが、具体的な実施内容は、採択を受けた場合、日本芸術院会員と実施校が打ち合わせを行い、本区分における上限の範囲内で計画するものとします。

3 実施期間

令和 5年 8月 21日（月）から令和 6年 1月 19日（金）まで

4 主催者

主催者及び共催者は、次のとおりですが、必要に応じて会場の管理者、市区町村、市区町村教育委員会を加えることができます

[主催者] 文化庁
[共催者] 都道府県、都道府県教育委員会、政令指定都市、政令指定都市教育委員会のいずれか又は複数及び実施校

5 会場

会場は原則として、実施校の施設（教室・体育館等）とします。ただし、複数の学校が合同で実施する場合や全校児童・生徒を収容できるスペースがない等の場合は、地域の文化施設等適切な場所を会場とすることができます。

6 実施対象

小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校（小学部、中学部、高等部）、中等教育学校、高等学校を対象とします。

なお、日本芸術院会員により対象人数や対象学年が異なるため、必ず2ページ～5ページに掲出する「協力会員一覧」内「想定対象学年等」を参照の上、申請を行ってください。

7 実施回数

原則として、1校につき1回

（1会員当たりの実施校数の上限は設けません）

8 経費

文化庁は、予算の範囲内で講師等謝金、派遣旅費及び講演等諸雑費を負担します。事業終了後、文化庁委託事業者（事務局）から被派遣者（講師及び補助者）や業者（講演等諸雑費）に直接支払います。具体的な経費の内容、基準、上限等については下記を御確認ください。

≫事業に係る経費について：7ページ～8ページ [経費について]

2

協力会員一覧

日本芸術院会員は、芸術上の功績顕著な芸術家について、会員からなる部会の推薦（部会における選挙）と総会の承認によって選ばれ、文部科学大臣により任命されます。また、部会は下記のとおりです。

- ・第一部：美術
- ・第二部：文芸
- ・第三部：音楽・演劇・舞踊

No.	部会	分科	芸名	実施可能地域	想定対象学年
1	第一部	絵画 (日本画)	福王寺一彦	派遣先の地域を問わない	対象となる学年を問わない
2	第一部	絵画 (日本画)	伊藤 彰耳	派遣先の地域を問わない	中学校 高等学校 ※実技指導を伴うため1クラス程度
3	第一部	絵画 (日本画)	千住 博	東京から日帰り可能な範囲	小学校高学年
4	第一部	絵画 (日本画)	村居 正之	派遣先の地域を問わない	対象となる学年を問わない
5	第一部	絵画 (洋画)	絹谷 幸二	派遣先の地域を問わない	対象となる学年を問わない
6	第一部	絵画 (洋画)	藪野 健	東京都	小学校
7	第一部	絵画 (洋画)	佐藤 哲	大分県大分市、東京都、神奈川県	小学校 中学校
8	第一部	絵画 (洋画)	馬越 陽子	東京から日帰り可能な範囲 実施日程調整は11月以降で可能	高等学校
9	第一部	彫刻	神戸 峰男	派遣先の地域を問わない	対象となる学年を問わない
10	第一部	彫刻	吉野 毅	派遣先の地域を問わない	中学校
11	第一部	彫刻	山田 朝彦	派遣先の地域を問わない	小学校
12	第一部	彫刻	宮瀬 富之	小学校：大阪府のみ 高等学校：大阪より鉄道で移動可能な範囲	小学校1～3年生 高等学校2～3年生

【実施内容について】

各協力会員が予定する実施内容は、標準として一覧内に表記する「実施内容について」のとおりとなります。ただし、講義の具体的な内容（実施コマ数、開始時間、指導対象等を含む）については、実施校の決定後、講師と実施校間において相談の上、確定します。

特に「こんなお話を聞きたい」「このようなことを教えていただきたい」などの希望がある場合は、【様式1】実施希望調書の「特記事項」に御記入ください。ただし、講師が必ず希望内容に沿って実施することを保証するものではありませんので、この点、御理解いただきますようお願いいたします。

実施内容について

- ・「記憶の中の絵画」の制作（岩絵の具、膠 使用）
- ・作品鑑賞（日本画、立体作品）

- ・2時間を予定
- ・水の使用（処理）可の会場希望
日本画の作品も材料も普段触れる事の少ない生徒のみなさんに、紙・筆・接着剤・岩絵の具を実際に使ってもらい、日本画と欧米の絵画との違い、絵の役目等を伝える。

- ・実技指導：和紙をもち、何に見えるか考え、それをもとに作品を制作する。
※詳細な提案の用意あり。

- ・実技披露・実技指導・講話等

- ・実技披露・指導・講話いずれも可

- ・実技披露・実技指導・講話等

- ・実技もしくは講話
- ・小学校低学年は実技指導
- ・小学校高学年・中学校は実技指導、講話

- ・ヨーロッパ、アメリカ、中国などでの個展や活動の中で交流した際に実感したことやアートの使命などについて講話する。

- ・基本的には粘土制作（立体）を中心とした実技指導
- ・対象校の希望（内容）にできるかぎり答えるかたちで授業を組み立てたい

- ・前半は彫刻の話（埴輪から近代彫刻まで）
- ・後半は実技、各自粘土の触覚を確認

- ・実技指導
子供達に彫刻制作を通して美術の楽しさを知ってもらいたい

- （小学校）
- ・粘土を用いた実技指導
- （高等学校）
- ・講話中心、実技披露など
- ・自身の作品（甲子園球児を題材にした彫刻作品群）を映像等で紹介しながら、「敗者の美」をテーマに講話する。「人生は勝ったり負けたり。次こそは勝ってほしい。」という思いを込めた作品。
- ・他の作品（水路閣開通も題材にした南禅寺モニュメント）の紹介をしながら、若干27歳トンネルを設計した田辺朔郎の活躍をテーマに講話する。
- ・彫刻の制作過程を知ってもらえるような実技指導も可能

2

協力会員一覧

No.	部	分科	芸名	実施可能地域	想定対象学年
13	第一部	工芸	春山 文典	長野県	小学校5～6年生 中学校
14	第一部	工芸	宮田 亮平	新潟県 ※実施可能期間：2024年1月以降	高等学校
15	第一部	書	高木 聖雨	派遣先の地域を問わない	対象となる学年を問わない
16	第一部	建築・ デザイン	伊東 豊雄	派遣先の地域を問わない	中学校 高等学校
17	第二部	小説・戯曲	高樹のぶ子	派遣先の地域を問わない	中学校 高等学校 ※対象として高校生が適しているが、中学生も可
18	第二部	詩歌	吉増 剛造	派遣先の地域を問わない	対象となる学年を問わない
19	第二部	評論・翻訳	亀山 郁夫	派遣先の地域を問わない	高等学校
20	第二部	マンガ	ちばてつや	東京都	対象となる学年を問わない
21	第三部	能楽	山本東次郎	東京都、神奈川県横浜市・川崎市	小学校6年生
22	第三部	能楽	観世 清和	派遣先の地域を問わない	対象となる学年を問わない
23	第三部	邦楽	豊 英秋	派遣先の地域を問わない	小学校5～6年生 中学校
24	第三部	洋楽	堤 剛	派遣先の地域を問わない	対象となる学年を問わない

2

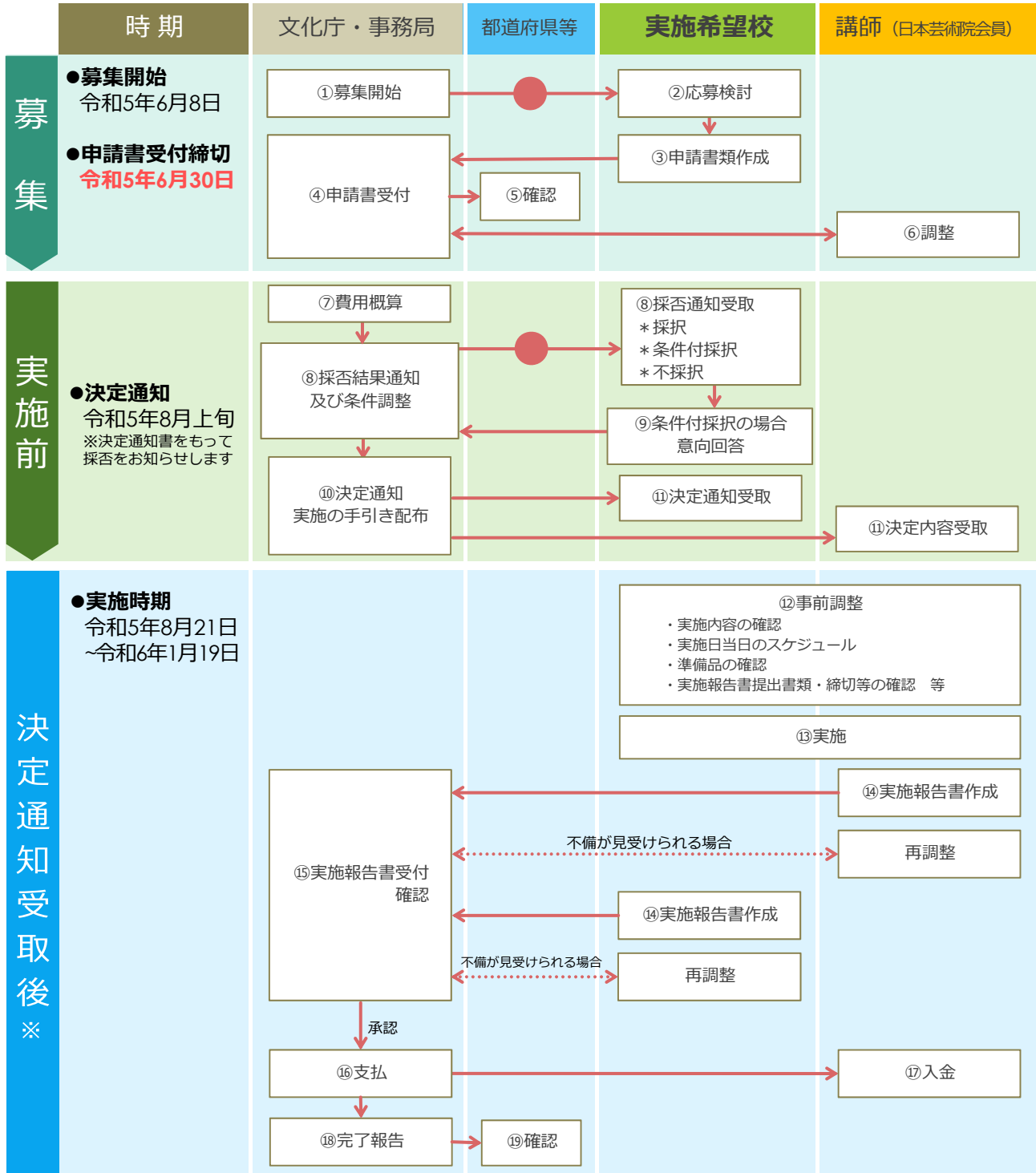
協力会員一覧

実施内容について

- ・実技指導：簡単な鋳造原型制作
後日鋳造作品（外注）を返却
 - ・受講生の材料費、工具準備、負担金の（発生）可能性あり
- ・講話を予定
- ・実技披露・指導、文字の成り立ち等についての説明
- ・レクチャーとQ&A
- ・「目で読む物語」を実施
※朗読と楽器（演奏）で高樹のぶ子の作品を公演し、その作品の意味を作者（会員）がトークする。
- ・講話及び朗読
- ・講話を行う
 - ・「人生百年時代のドストエフスキー」
 - ・「黙過」の芸術
 - ・その他
- ・絵やマンガを描く楽しさを伝える授業
- ・講話、実演
 - ・午後の時間帯のみ可能
- ・実技披露、実技指導、講話等いずれも可
 - ・能楽の魅力幅広く伝え、少しでも親しみ興味を持って、楽しく学んで戴く為に「能の解説、実技披露（仕舞など）、実技指導（短い謡または舞のお稽古：個人でなく団体で可能）」を一連の流れで実施致します。
- ・実技披露・実技指導・講話等
- ・演奏及び講話

3 申請から実施までの流れ

申請から実施報告までが事業全体の流れです。
採択を受けた場合には、実施の手続きを御担当いただくこととなりますので、御応募に当たっては、事務体制を御調整の上、御応募くださるようお願いいたします。



- 提出、連絡等の手続きの流れを示します。
- ⋯→ 状況により手続きが発生することがあります。
- 矢印の間に左記のマークが挟まる場合は、該当の部署を経由します。

※決定通知受取以降の流れについては、令和5年6月時点の情報です。手続きの流れが変更となる場合がございますので、詳細は後日配布予定の「実施の手引き」を御確認いただきますようお願いいたします。

4 経費について

文化庁負担経費は、事業終了後に、事務局（近畿日本ツーリスト株式会社）から被派遣者（講師及び補助者に係る謝金・旅費）や業者（講演等諸雑費）に直接支払います。

地元共催者については、1ページを御参照ください。（1ページ参照）。

文化庁負担経費	地元共催者負担経費
① 謝金 ② 旅費 ③ 講演等諸雑費 （楽器運搬費・著作権使用料等）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童・生徒が会場へ移動する際の交通費 ■ 学校の施設設備の使用及び条件整備に係る経費（光熱水料、ピアノ移動経費、暖房機器借料等） ■ 文化施設を利用する際の使用に係る経費（会場借上料（付帯設備等含む）） ■ 諸雑費（お茶代等） ■ 文化庁の基準単価を上回る経費等

謝金

■ 謝金単価

区分	単位	謝金単価	1回あたりの上限
講師（特別講演謝金）	1回当たり	58,060 円	
補助者	演奏謝金	1人1時間当たり	19,560 円
	実技指導謝金	1人1時間当たり	15,600 円
	単純労務謝金	1人1時間当たり	1,070 円

- 補助者が必要な場合には、その区分に応じた謝金を最大5人分（文化施設等で合同開催をする場合は8人分）まで文化庁において負担します。なお、講師の秘書等随行者は補助者に該当しません。

旅費

■ 支給対象経費

- 講師及び補助者の居住地から学校等実施会場までの旅費支給上限額を国家公務員等の旅費に関する法律に基づき定めた基準及び本区分旅費基準に基づき算出し、実施実績を確認後、支給上限の範囲内で支払います。

なお旅費支給上限額の算出に当たっては、講師・補助者とも行政職俸給表（一）の4級相当を基準とします。

- 講師1人、補助者最大5人分（複数校による合同開催かつ文化施設で実施する場合8人分）まで、文化庁において負担します。

■ 旅費基準

- 原則として公共交通機関を利用し、講演に支障をきたさない範囲で、各被派遣者の居住地から学校等実施会場までの最も効率的かつ経済的な移動方法及び経路の往復旅費を上限とします。

講演等諸雑費

■支給対象経費

- ・ 本事業の実施に際し実技指導に必要な経費等を、上限額の範囲内で文化庁が負担します。
- ・ 対象となるのは、事業内で児童生徒が使用する教材費や楽器等の運搬費等、事業実施に当たり直接必要となる経費です。
- ・ ただし、実技指導等に使用する材料等の手配を学校側をお願いすることがあります。この場合は、一度学校側で立て替えていただいた後に、事務局へ代金を御請求いただくか、学校側で請求書を取得いただき、事務局宛にお送りいただいた後に、事務局から業者へ直接料金を支払います。

■上限額

100,000円以内(1校当たりの上限)

※文化施設等で合同開催する場合も同様

計上が認められる主な講演等諸雑費

- ・ 教材費（学校・児童生徒が標準で所持していない消耗品費に限る）
例：画用紙、絵具等
- ・ レンタル費
例：児童生徒用の体験楽器、音響機材、メディア芸術分野の通信機材等
- ・ 運搬費（講師・補助者の旅行に係る私物の運搬費を除く）
例：教材運搬費、楽器運搬費、講演に係る道具・衣装運搬費、楽器席代等
- ・ 著作権使用料
例：音楽著作権使用料、台本使用料、原作使用料等
- ・ 音楽費
例：作曲料、編曲料、音響費等

計上が認められない主な講演等諸雑費

- ・ 講師が所有する物のレンタル代
- ・ 講師が所有する物のメンテナンスをする場合の費用
- ・ 備品購入費（事業終了後も継続して使用できる物）
- ・ 本事業に係る経費と通常の事務経費が明確に区別できないもの（コピー用紙、トナー等）
- ・ 地元共催者負担経費（下記の経費については地元共催者で負担するようお願いしております）
 - ・ 児童生徒が会場へ移動する際の交通費
 - ・ 学校の施設設備の使用及び条件整備に係る経費
例：光熱水料、ピアノ移動経費、暖房機器借料等
 - ・ 文化施設を利用する場合の会場借上費
 - ・ お茶代等
- ・ 講師・補助者における稽古・指導に係る経費
- ・ リハーサル・練習会場借上費
- ・ 贈答品にあたるもの
- ・ 任意加入の保険料（旅行保険、レンタカーの免責補償等）
- ・ 手数料
例：事務手数料、振込手数料等

5 申請方法

1 申請に必要な書類

- 【様式1】実施希望調書※Excel形式のまま提出してください。

掲出先URL : <https://www.kodomogeijutsu.go.jp/>

2 書類提出先

提出先 : 文化芸術による子供育成推進事業事務局 (子供 夢・アート・アカデミー事業係)

E-mail : y-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp

※ データ送信 (メール) の件名は下記の通りとしてください

「R5夢アカ申請書類 / (都道府県・政令指定都市名) / (学校名)」

※ 事務局にてメール受信時に、自動返信による受信メールが発信されます。3営業日以内に受信メールが届かない場合は、送信時のエラー等によりメール未達の可能性がありますので、事務局まで電話にて御連絡いただきますようお願いいたします。

(連絡先) 0570 - 064 - 203 (ブッシュ③)

3 提出締切

令和5年6月30日 (金) 23時59分必着 ※厳守

※ いかなる理由であっても上記期限に間に合わない申請は受理いたしませんのであらかじめ御了承ください。

4 結果通知について

- ・ 採否結果については、文化庁による選定と、事務局による費用概算後、8月上旬に送付する決定通知書の発出をもって通知します。
- ・ 決定通知書が発出されるまでは、実施希望日の予定を空けておくようお願いいたします。
- ・ 日本芸術院会員との日程調整の結果等によっては、希望に添えない場合がありますので御了承ください。

5 採択後の手続きについて

■ 事業実施前

採択を受けた実施校は、決定通知受取後、すみやかに日本芸術院会員と連絡を取り、実施日当日の打ち合わせを行ってください。

■ 事業終了後

事業終了後に「文化芸術による子供育成推進事業 子供夢・アート・アカデミー事業」実施の手引きに準じて実施報告書を提出してください。

※ 採択決定後の手続きの詳細については、採否決定時に「実施の手引き」にて御案内いたします。

※ 実施報告書の内容については、今後、文化庁の資料として使用する場合やホームページ等で公開することがあるので、あらかじめ関係者に承諾を得てください。

6

申請書の記入方法について



【様式 1】実施希望調書

様式 1

受付No.

令和5年度—文化芸術による子供育成推進事業—「子供 夢・アート・アカデミー事業」 実施希望調書

都道府県・政令指定都市

下記のとおり、令和5年度「子供 夢・アート・アカデミー事業」の実施を希望します。

ふりがな								学校コード					
実施希望校名													
実施希望校所在地	〒	-	都道府県		ふりがな								
					学校長名								
					ふりがな								
					担当者名								
TEL													
実施会場								メール					
全校児童・生徒数						人		連絡が取りやすい時間帯					
実施希望内容	実施希望時期	第1希望日											
		第2希望日											
		第3希望日											
		第4希望日											
		第5希望日											
	参加児童・生徒	合計		実施校	1年生		人	2年生		人	3年生		人
		0 人			4年生		人	5年生		人	6年生		人
合同開催校					(学校名)							人	
派遣を希望する芸術院会員氏名①													
特記事項													
派遣を希望する芸術院会員氏名②													
特記事項													
派遣を希望する芸術院会員氏名③													

- ※ より多くの学校への派遣が調整できるよう、複数の希望がある場合は、3名まで記入いただく形としていますが、採択の場合、希望する講師の内、いずれか1名の派遣となります。(複数の講師を派遣するということではありません。)
- ※ 他校と合同で実施する場合は、参加児童・生徒欄の合同開催校欄に学校名を記載した上で、参加人数を記載してください
- ※ 事業希望内容が様式の枠内に収まらない場合は別紙を作成し添付してください

6 申請書の記入方法について

2 学校コードは次のURLより確認することができます。
<https://edu-data.jp/>

📍 【様式1】実施希望調査【記入例】

様式1

受付No.

令和5年度—文化芸術による子供育成推進事業—「子供 夢・アート・アカデミー事業」

実施希望調査 1 学校の所在地が「政令指定都市」の場合は、都道府県名ではなく、政令指定都市名を記入してください。

都道府県・政令指定都市 〇〇県

下記のとおり、令和5年度「子供 夢・アート・アカデミー事業」の実施を希望します。

ふりがな	〇〇ちょうりつ〇〇ショウガッコウ				学校コード 2							
実施希望校名	〇〇町立〇〇小学校				B*****7							
実施希望校所在地	〒	123	—	4567	都道府県	〇〇県						
	〇〇郡〇〇町1-2-3				ふりがな	〇かわ 〇み						
					学校長名	〇川 〇美						
					ふりがな	△やま △た						
				担当名	△山 △太							
				TEL	0000-00-0000							
実施会場	実施校の教室・体育館				メール	abc@****.**.jp						
全校児童・生徒数	120 人				連絡が取りやすい時間帯	15:40~17:30						
実施希望内容	実施希望時期	第1希望日	令和5年9月15日(金) 3			<ul style="list-style-type: none"> 第2希望日以降の記入は必須ではありません。ただし、講師が対応できる可能性が低くなってしまうので、できるだけ希望日を挙げてください。 採択とする場合も、講師が対応できる日程との兼ね合いにより、日程の再調整を採択の条件とすることがあります。 申請受理後は、希望日を変更することはできません。学校行事等と重ならないようご調整の上、御応募ください。 						
		第2希望日	令和5年10月25日(水)									
		第3希望日	令和5年10月30日(月)									
		第4希望日	令和5年11月7日(火)									
		第5希望日	令和5年12月8日(金)									
	参加児童・生徒	合計	58 人			実施校	1年生	0 人	2年生	0 人	3年生	0 人
							4年生	0 人	5年生	20 人	6年生	34 人
		合同開催校	(学校名) 〇〇町立〇〇小学校 △分校			4 人						
派遣を希望する芸術院会員氏名①	4 〇〇 〇〇〇				彫刻							
5 特記事項												
***** *****												

5 「特記事項」へは学校の状況や、実施希望理由、具体的な実施内容の希望等、応募に当たって特に伝えておきたいことがあれば、入力してください。

4 より多くの学校への派遣が調整できるよう、「派遣を希望する芸術院会員氏名」は3名(①~③)まで記入することができますが、必ず複数希望の入力が必要ということではありません(選択は任意です)。また、採択の場合も、希望する講師の内、いずれか1名の派遣となります。(複数の講師を派遣するということではありません。)

